

# 北海道消費者被害防止 ネットワークニュース No.69

【事務局】北海道立消費生活センター <http://www.do-syouhi-c.jp> 《指定管理者(一社)北海道消費者協会》  
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟 TEL 011-221-0110 FAX 011-221-4210

## 湧別町に55番目のネットワークが設立されました

オホーツク管内湧別町に、9月7日付けで地域ネットワーク（ネットワーク名：湧別町消費者被害防止ネットワーク）が設立されました。道内では三笠市、美瑛市に続いて本年度3ヶ所目、通算55番目のネットワークとなります。同日に設立会議が開催され、消費者被害防止地域ネットワーク設置促進事業を北海道から受託している（一社）北海道消費者協会も出席させていただきました。

湧別町はこれまでも相談業務をはじめ、数年前からは「振り込め詐欺防止ステッカー」「訪問販売お断り用ステッカー」と「クーリングオフはがき」を全戸配布し、住民窓口やイベント会場では「悪質商法注意喚起用ポケットティッシュ」を配布するなど、グッズ提供による啓発事業を進めてきました。

それに加え、教育事業（講座・パネル展）を実施し、年間を通じて地域住民への取り組みを積極的に推進してきた経緯もあり、これまでに被害の報告はありませんが、昨今の特殊詐欺や悪質商法の被害から住民を守るため、また潜在的な被害の実態を把握するためにこのたび地域消費者被害防止ネットワークを設立して、住民への啓発や見守り支援などの活動を行うことが会議で承認されました。

構成団体は所轄の遠軽警察署や町の商工観



光課をはじめ、福祉関係機関として社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、地域包括支援センター、老人クラブ連合会の4団体、金融関係機関として北海道銀行中湧別支店、遠軽信用金庫、日本郵便株式会社西北見地区連絡会遠軽部会、えんゆう農業協同組合、湧別町農業協同組合、湧別漁業協同組合の6団体、教育関係機関として湧別高等学校、教育委員会の2団体、その他の機関として自治会連合会、商工会の計16団体が参加しての船出となりました。

主な活動内容は、年1回以上定例会議を行って情報を共有し、必要に応じて臨時会議を開催。また、悪質商法の情報を収集、構成団体に情報提供し啓発活動を行い、万一消費者被害が発生した場合には、連携をとって速やかに対応する体制を整えています。

設立にあたり、商工観光課網張課長からは「この度、北海道消費者協会のご支援のほか、関係機関・団体等のご理解を得て、消費者被害防止ネットワークを設立することができました。今後は、関係機関等と連絡を密にして情報を共有し、比較的被害を受けやすい高齢者や若年者を中心に被害の未然防止等に努めていく考えです。また、悪質業者の被害にあわないためには、周囲の人による日頃の見守り、ちょっとした変化の気づき、異変を察知した際の通報・対応が大切ですので、町民の皆様のご協力もお願いしたいと思います。」とのコメントをいただきました。今後の湧別町消費者被害防止ネットワークの活動に大いに期待しています。

### あなたの町にも地域ネットワークを設立しませんか？ ～未設置市町村を訪問しています！～

（一社）北海道消費者協会は、北海道から「消費者被害防止地域ネットワーク設置促進事業」を受託し、現在、地域ネットワーク未設置市町村を現地訪問しています。消費者被害が深刻な状況にある今、あなたの町の住民を守るためにネットワーク設置をぜひご検討ください。「地域ネットワークとは何か」「既存の組織を活用できないか」などご質問がありましたらお気軽にお問い合わせください。ご説明のため現地までお伺いします。（一社）北海道消費者協会 教育啓発グループ 担当：田原・道高・林

TEL：011-221-4217 FAX：011-221-4219 E-mail:keihatsu@do-shouhi-c.jp



# 「マイナンバー制度」に便乗した 不審な電話等にご注意ください！！

「国民生活センターHPより」

10月からマイナンバーが通知されることに関連して、「口座番号を教えてください」「個人情報を調査する」などといった不審な電話等に関する相談が全国の消費生活センターに寄せられています。マイナンバー制度に便乗した不審な電話はすぐに切り、来訪があっても断ってください。以下、国民生活センターに寄せられた実際の事例から抜粋してご紹介いたします。

## マイナンバー制度とは（総務省HPより）

平成27年10月以降、住民票を有する方に12桁のマイナンバー（個人番号）が通知されます。通知は市区町村から、住民票の住所地あてに「通知カード」が簡易書留で郵送されることにより行われます。住民票の住所地と異なる場所にお住まいの方は注意してください。やむを得ず住民票の住所地と異なる場所（居所）にお住まいの方は、居所を登録することで、当該居所に通知カードを送付することが可能です。マイナンバーは一生使うものです。マイナンバーが漏えいして、不正に使われるおそれがある場合を除いて、番号は一生変更されませんので、ぜひ大切にしてください。

## 全国各地で様々な手口が報告されています。十分にご注意ください！！

### 【事例1】 行政機関を名乗り、口座番号を取得しようとする不審電話

行政機関を名乗って、「マイナンバー制度が始まると手続きが面倒になるので、至急振込先の口座番号を教えてください」との電話があった。本当か。

（60歳代女性 北関東地方）

### 【事例2】 行政機関の職員を名乗り、資産などの情報を聞き出そうとする女性の来訪

「マイナンバー制度の導入に伴い、個人情報を調査中である」と言って女性が来訪し、資産や保険の契約状況などを聞かれた。本当に行政機関がそのような調査をしているのか。（60歳代女性 九州北部地方）

### 【事例3】 マイナンバーの管理をうたう業者からの不審電話

知らない業者から「マイナンバーを管理します」という電話があった。「専門家が管理するのか」と尋ねたところ、「私が管理する」と言ったので、不審に思い、電話を切ったが、本当か。（60歳代男性 南関東地方）

### 【事例4】 早く手続きをしないと刑事問題になるという不審電話

若い男性から「マイナンバーが順次届いており、みんな手続きをしているが、あなたは手続きをしているか」との電話があった。「まだ手続きをしていない」と答え

ると、「早く手続きしないと刑事問題になるかもしれない」などと言われ、不審に思った。すぐに電話を切ったが、本当か。（70歳代男性 四国地方）



## 消費者の皆様へのアドバイス

- ①不審な電話は、すぐに切り、来訪の申し出があっても断ってください。
- ②少しでも不安を感じたら、すぐにお近くの消費生活センター（消費者ホットライン188）や警察等に相談してください。

※なお、マイナンバー制度の仕組みなど全般については、マイナンバーの専用コールセンター 0570-20-0178 にて受け付けています。

# 市町村消費者行政ご担当のみなさまへ

## ～特殊詐欺被害防止用 各種啓発グッズのご案内～

北海道警察から平成27年8月末現在の特殊詐欺被害状況が発表されました。本年度の被害件数は191件、被害総額は約7億1,000万円にのぼっております。8月末の段階で既に前年比48件増、被害額は約9,100万円の増加となっております。看過出来ない状況となっております。発生地域も札幌圏のみならず、全道各地に広がりを見せており、より一層の警戒が必要です。これらの状況を踏まえ、一般社団法人北海道消費者協会では、被害防止啓発用チラシなどの啓発グッズ（名入れ）を作成し、自治体のみなさまにご提案させていただいております。チラシやポケットティッシュは街頭や各種イベント会場での配布用に、のぼりは幹線道路への掲出等にと、さまざまな場面での活用が可能です。どうぞお気軽にお問い合わせください。



※自治体様の名入れ後、**全商品送料無料(道内1箇所まで)**で発送いたします。

〈お問い合わせ先〉 (一社) 北海道消費者協会 教育啓発グループ 担当： 田原・道高・林  
 TEL : 011-221-4217 FAX : 011-221-4219 E-mail : keihatsu@do-shouhi-c.jp

**特殊詐欺とは**  
 「特殊詐欺」は、不特定多数の人に、電話などの通信手段を使って、対面しないで金品を騙し取る詐欺の総称です。具体的な手法は次のとおりです。

種類	特徴
オレオレ詐欺	高齢者を狙い、健康診断の結果を偽り、高額な医療費や介護費用を請求する。1ヶ月間の治療期間が経過すると、高額な手術費や入院費を請求する。被害者は「お医者さんから来た」といって、被害者から金を取られる。
架空請求詐欺	架空の請求書を送りつけ、請求金を支払うように仕向ける。請求書には「請求書を送った」といって、被害者から金を取られる。
親類縁者詐欺	被害者の親類縁者になりすまして、被害者から金を取る。被害者は「お医者さんから来た」といって、被害者から金を取られる。
送付金詐欺	被害者から送金した金額を偽り、送金した金額を返すように仕向ける。被害者は「お医者さんから来た」といって、被害者から金を取られる。

消費生活相談の現場では、高齢者の被害が深刻な状況に！  
 消費生活センターなどの相談窓口には、日々高齢者の被害などの相談が寄せられています。これに加え、全国的に高齢者の相談件数も増加傾向にあります。また、一度被害にあった人からも「一度被害にあったらもう一度被害にあう」という被害者の声も聞かれています。ご注意ください。

**強引な布団の訪問販売**、**火災保険を使った住宅リフォーム**、**気付けば高額な商品を買わされるSF商法**

少しでもおかしなと思ったらすぐに相談ください！

①A4チラシ(表面)  
 上質紙を使用。1,000枚よりご注文承ります。

①A4チラシ(裏面)  
 自治体名(上段)、所轄警察署名(下段)の名入れ可能

②のぼり(1,600×600mm) 各キャラクターの下部に、自治体名(上段)、所轄警察署名(下段)の名入れ可能

③ポケットティッシュ台紙(72×104mm) 片面4色カラー 自治体名(左)、所轄警察署名(右)の名入れ可能



## 見守り 新鮮情報

自宅に**国勢調査**を名乗った電話があり、「一人暮らしか、国民年金か厚生年金か、証券はあるか、貯蓄は1千万円以上

あるか」などを**聞かれる**ままに**答えてしまった**。  
国勢調査はこのように**電話**で**質問**するのか？  
(70歳代 女性)



# 国勢調査の 調査員が直接電話で 質問することはありません

## ひとこと助言

信じちゃダメ



見守るくん

- 国勢調査をかたって家族構成、預金等の個人情報聞き出そうとする不審な電話に関する相談が寄せられています。
- 国勢調査では、預金額、収入など財産に関する質問事項はありません。また、直接、調査員が電話やメールで個人の情報を聞くことはありません。
- 不審な電話があったときは、お住まいの都道府県の統計主管課や自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。

\*平成27年の国勢調査は9月10日から、調査員証を携帯した調査員が「インターネット回答の利用案内」を全世帯に配布します。また、期限までに回答がなかった世帯には、9月26日から紙の調査票を配布する方法で行います。